

当分の間、指定学校の変更を認める指定地区を定める要綱

(神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則別表第2第3項第2号)

別表第1 (第2条関係)

区	対象地区	関係学校	
		指定学校	希望学校
灘区	国玉通1丁目2～4番 " 2丁目1～2番	美野丘小	摩耶小
	摩耶海岸通	灘の浜小	なぎさ小
北区	山田町下谷上(山の街地区で広陵町に隣接する県道神戸三田線沿い地域)	甲緑小	広陵小
	北五葉6丁目7番49号 " 8番1～17・36・37号 " 9～13番 " 14番24号	北五葉小	小部小
	北五葉6丁目8番(1～17・36・37号を除く) 山田町小部字大谷	小部小	北五葉小
	多井畑(池の奥山・池の奥・若林・小松ヶ内・柳ヶ谷・櫛ヶ谷・萩原、以東及び以南で、高倉台団地に隣接した地域)	多井畑小	高倉台小
須磨区	多井畑(東山ノ上・地獄谷・渋人谷上)	高倉中	友が丘中
垂水区	名谷町小川575番地の4 名谷町西の子2464番地	名谷小 福田中	つつじが丘小 桃山台中
	千鳥が丘2丁目5(但し、6番と接する地域)～6番	福田小	千鳥が丘小
	南多聞台3丁目7～8番	星陵台中	舞子中
	学が丘1丁目	多聞東中	本多聞中
西区	池上1丁目 (1番地1～8・30～46、12番地を除く区域)	伊川谷小 伊川谷中	長坂小 長坂中

備考 この表のうち、多聞東中から本多聞中への指定学校の変更は、多聞の丘小を卒業した児童が中学校入学時において希望する場合に限る。ただし、本規定は、令和3年4月1日以前に学が丘1丁目の校区変更に伴う理由をもって指定学校の変更手続きを行った者に限る。

この表のうち、灘の浜小からなぎさ小への指定学校の変更は、令和3年4月1日以前に摩耶海岸通に居住し、校区変更に伴う理由をもって指定学校の変更手続きを行った者に限る。

別表第2（第2条関係）学校の過密化または小規模化の緩和のため特に指定する地区

区	対象地区	関係学校	
		指定学校	希望学校
中央区	こうべ小学校校区全域	こうべ小 神戸生田中	和田岬小 浜山小 吉田中
	山の手小学校校区全域	山の手小 神戸生田中	
北区	谷上小学校校区全域	谷上小	山田小
	箕谷小学校校区全域	箕谷小	
	長尾小学校校区全域	長尾小 北神戸中	大沢小 大沢中
長田区	戸崎通3丁目 西代通4丁目	だいち小 太田中	板宿小 飛松中
須磨区	大田町1～6丁目 戎町1～5丁目 大黒町1～5丁目 平田町1丁目1番 〃 2丁目1～2番 〃 3丁目1～3番 〃 4丁目1番 〃 5丁目のうち山陽電鉄以南		

備考 この表のうち、神戸生田中から吉田中への指定学校の変更は、和田岬小又は浜山小への指定学校の変更が認められた児童が中学校入学時において希望する場合に限る。

この表のうち、太田中から飛松中への指定学校の変更は、板宿小への指定学校の変更が認められた児童が中学校入学時において希望する場合に限る。

【注意事項】

- ①他の事由と同様、指定学校の変更手続が必要です。
- ②上記のうち、小学校のみ指定学校の変更が認められている地区については、中学校進学時には指定学校へ入学していただきます。
- ③指定地区は、定期的に見直しを行いますのでご了承ください。